

新公共調達制度推進委員会設置要領

(設置)

第1 和歌山県が発注する建設工事及び委託業務（建設工事に係る調査・測量・設計）にかかる公共調達制度（以下「公共調達制度」という。）の円滑な推進を図るため、県土整備部内に新公共調達制度推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、公共調達制度の実施状況を踏まえ、県民、事業者及び建設業関係団体の意見等を幅広く聴取し、公共調達制度の円滑な推進を図るとともに、必要に応じて、公共調達制度の改善等の検討を行う。

- (1) 公共調達制度についての問題等に関すること。
- (2) 公共調達制度についての改善等に関すること。
- (3) その他設置目的を遂行するために必要なこと。

(委員会の構成)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、県土整備部技監の職にある者をもって充て、副委員長は県土整備政策局長の職にある者をもって充てるものとする。
- 3 委員は、道路局長、河川・下水道局長、都市住宅局長、港湾空港局長、各振興局建設部長、海南工事事務所長及び和歌山下津港湾事務所長の職にある者をもって充てるものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4 委員長は、委員会を総理し、委員会の会議を招集しその議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、技術調査課において処理する。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。